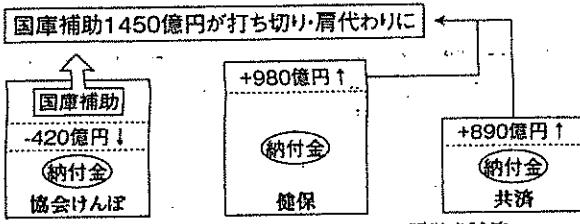


介護保険 改悪案のポイント

(3)

<介護保険納付金に総報酬割を全面導入した場合の影響>



改悪案では、「総報酬 譲給付費に対する国庫補割」と呼ばれる、介護給付費の新たな負担方式が導入されます。保険料が引き上げとなるうえ、介護保険納付金は、加入者数に応じて介護給付費への納付金（介護保険財政へ拠出する負担金）を計算していました。それを「総報酬割」に変更し、40～64歳の会社員らが支払う介護保険料を賃金水準（平均収入）に応じて拠出する方式とします。

総報酬割

国庫補助削減狙う

ら納付金のうちの2分の1で導入。さらに、2019年度から4分の3に、20年度からは全面導入へと、段階的に実施していくとしています。

厚労省試算によると、全面導入時で、大企業の社員らが加入する健保組合のうち7割超の1030組合（923万人）の納付金は負担増となり、加入者1人あたり平均保険料（労使折半前）は月額5,125円から7,27円増の5,855円となります。

大企業より所得が低い中小企業社員らが加入する協会けんぽは負担減となり、保険料は241円減の月額4,043円になると試算されています。

しかし、この負担減を口実に、これまで協会けんぽの保険料を抑えてきた国庫補助1450億円を打ち切ることにしてしまいます。

厚労省の審議会で経済団体は「国庫負担を事実上、被用者保険に肩代わりさせるものだ」（日本商工会議所）と批判しています。

国は「激変緩和の时限措置」として、負担増が大きい保険者に保険料上限を設け、超過分を全保険者間で加入者数ごとに再配分させます。それに対する国庫補助額は負担増分の7分の1（94億円）にすぎず、協会けんぽの負担増につながる危険が指摘されています。

(つづ)